

序章

都市計画マスタープランについて



U S U K I C I T Y
Master Plan Concerning City Planning

1 都市計画マスタープランを改定するにあたって

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(第18条の2)を示すものです。都市計画マスタープランでは、臼杵市の目指すべき将来の都市像やまちづくりのあり方を示し、その実現に向けて、防災、土地利用、道路、公園、下水道等の都市施設に関する方針を定めています。

本市は、平成17年(2005年)に旧臼杵市と旧野津町が合併し誕生しました。平成20年(2008年)12月に策定した「臼杵市都市計画マスタープラン」は2028年に向けて、貴重な自然環境や歴史・文化との調和を図りながらまちづくりを実施してきましたが、近年は、大地震、津波、土砂災害といった自然災害による被害が想定され、これらの対応が必要とされています。自然災害に対して、強いまちをつくるため、事前対策と発災後の対策の実施により、ひととまちを守ることが最重要事項となっています。

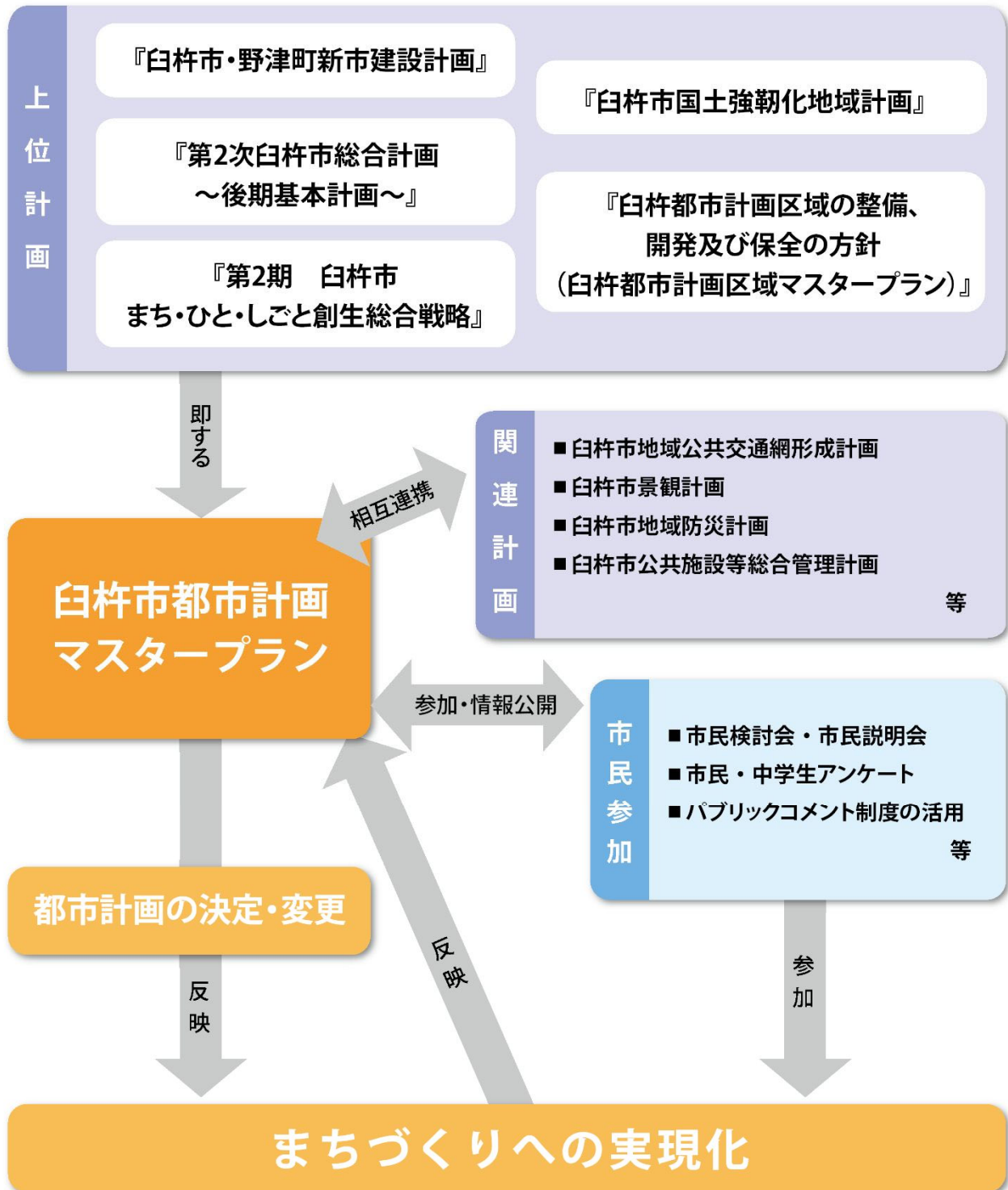
また、続いて人口減少や少子高齢化問題による様々な課題に対応し、今後のまちづくりの方向性を検討し、様々な対策や工夫により人口減少を抑制し、少子高齢化社会に対応することが必要となっています。

都市計画マスタープランの上位計画には、「臼杵市・野津町新市建設計画」、「第2次臼杵市総合計画～後期基本計画～」、「第2期臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「臼杵市国土強靱化地域計画」、「臼杵市都市計画区域マスタープラン」等があり、これらの内容を反映した見直しが必要です。

これらの状況を踏まえて、市民・中学生アンケート、市民検討会、市民説明会等の実施や開催を通して、得られた意見を反映し、長期的なまちづくりの方向性を示した「臼杵市都市計画マスタープラン(改定版)」(以降は本計画と呼ぶ)を策定しました。

2 位置づけと役割

本計画は、上位計画である「臼杵市・野津町新市建設計画」、「第2次臼杵市総合計画 ～後期基本計画～」、「第2期 臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「臼杵市国土強靱化地域計画」、「臼杵都市計画区域マスタープラン」に即し、関連計画である「臼杵市地域公共交通網形成計画」、「臼杵市景観計画」、「臼杵市地域防災計画」、「臼杵市公共施設等総合管理計画」等と連携を図りながら策定しました。



本計画の役割は以下のとおりです。

① 都市づくりの将来像の明確化

これからのまちづくりにおける課題・方針・将来像を明らかにし、まちづくりの実現化を目指します。

② 都市計画の基本的な指針

都市計画を決定又は変更する際の指針となり、市全体のまちづくりに関する計画、事業、施策の全体調整を図ります。

③ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

都市計画をわかりやすく示すことで、市民・事業者・行政の話し合いを円滑に進め、まちづくりを促進する役割があります。

3 対象区域

臼杵市全域を対象とします。

4 目標年次

本計画の目標年次は、概ね 20 年後のまちづくりを目指し令和 22 年(2040 年)とします。

5 本計画の構成

本計画は、『序章 都市計画マスタープラン改定について』、『第1章 都市の現況と課題』、『第2章 全体構想』、『第3章 地域別構想』、『第4章 実現化方策』の5つで構成しています。

『第2章 全体構想』では、臼杵市全域のまちづくりの方針を示し、『第3章 地域別構想』では「臼杵北部地域」、「臼杵中部地域」、「臼杵南部地域」、「野津地域」の4つの地域に分けてまちづくりの方針を示しています。

第1章 都市の現況と課題

本市を取り巻く現況や時代の潮流を整理し、本市の都市計画に関する課題を全体構想、地域別構想に反映させます。

- 臼杵市の現況
- 住民意向調査の概要
- 臼杵市のまちづくりの整備課題のまとめ

第2章 全体構想

都市づくりの基本理念、基本方針を定め、将来都市構造を示します。また各テーマごとに方針を定めます。

- 都市づくりの目標
- 都市防災の方針
- 土地利用の方針
- 交通体系の整備方針
- 公園緑地整備と自然環境保全の方針
- 下水道の整備方針
- 都市景観の形成方針

第3章 地域別構想

地域の特性や課題等を踏まえて、4つの地域ごとにまちづくりの方針を定めます。

- 臼杵北部地域
- 臼杵中部地域
- 臼杵南部地域
- 野津地域



第4章 実現化方策

本計画を実現するため、進行管理や住民主体となったまちづくりのあり方を示します。

- 都市計画決定又は変更に向けて
- 住民主体のまちづくりに向けて
- 計画の実現に向けて